

議第261号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 9月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「小学校（特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。）の」に改め、同条各号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市児童館及び学童保育所条例第5条の規定により児童館及び学童保育所を利用することができることとなる者に係る利用の許可の申請は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業に係る児童館及び学童保育所の利用資格を変更する必要があるので提案する。